

## 茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 宣誓事項

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金の支給申請を行うにあたり、以下の事項について宣誓いたします。

以下の支給要件をすべて満たします。

① 次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 支給申請時点において、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている施設を茨城県内に有し、かつ、その電気料金を現に負担している中小事業者
- ・ 支給申請時点において、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている県内の商業施設等の施設内に事務所又は事業所を有し、かつ当該施設で特別高圧電力から配電された電力の供給を受けており、その電気料金を現に負担している中小事業者等
- ・ 支給申請時点において、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている茨城県内の保険医療機関

② 支給申請後においても茨城県内で事業を継続すること。

以下の不支給要件のいずれにも該当しません。

- ① 暴力団等（※1）・暴力団等が実質的に経営を支配する者
- ② 代表者又は役員等（※2）のうちに暴力団員等（※3）に該当する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある中小企業者等
- ③ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人（※4）、独立行政法人等）
- ④ 国及び地方公共団体の施設を管理・運営する者（※5）
- ⑤ 「性風俗関連特殊営業」（※6）又は当該営業に係る「接客業務受託営業」（※7）を行う事業者
- ⑥ 電気事業者（※8）
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教上の組織又は団体
- ⑨ 大企業（※9）又はみなし大企業（※10）

支援金の対象期間中、以下の事態が生じた場合は、直ちに事務局に報告し、その指示に従います。

- ① 電力需給契約の終了又は契約内容の変更が生じる場合
- ② 増資又は従業員の増加等により中小企業等の要件を満たさなくなる場合
- ③ 倒産、事業の廃止又は譲渡

事業活動を行うために必要な法令上の許認可等を全て得ています。

(注釈)

- ※1：茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員等。
- ※2：役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者。
- ※3：茨城県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する者。
- ※4：国立大学法人が運営する保険医療機関が特別高圧で受電している場合は、当該保険医療機関分は支援の対象となる。
- ※5：国及び地方公共団体の施設を管理・運営する者が、国及び地方公共団体の施設以外で県内に特別高圧の受電施設を有する場合は、当該施設分は支援の対象となる。
- ※6：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」。
- ※7：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」。
- ※8：電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条に規定する電気事業者
- ※9：中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 1 項に規定する大企業者（以下「大企業」という。）
- ※10：以下のいずれかに該当する者
  - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業者